

# 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 令和5年度 事業計画

## 目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	2
II	基本方針	3
III	セクション別重点目標	4
1.	経営体制の強化、安定を旨とします 【法人運営室】	4
2.	生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する多機関協働による相談支援体制の強化を旨とします 【地域福祉課 地域支援係】	4
3.	地域包括ケアシステムの強化に取り組みます 【地域福祉課 南部地域包括支援センター】	5
4.	個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を旨とします 【在宅介護課 居宅介護支援係】	5
5.	住み慣れた地域や自宅でその人らしく日常生活が送れるよう支援します 【在宅介護課 訪問介護係】	6
6.	利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを充実させます 【通所介護課 通所介護係】	6
IV	事業活動計画	6
1.	法人運営室	6
2.	地域福祉課 地域支援係	8
3.	地域福祉課 南部地域包括支援センター	9
4.	在宅介護課 居宅介護支援係	10
5.	在宅介護課 訪問介護係	10
6.	通所介護課 通所介護係	11
7.	チーム運営	12

## I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって失業した方や減収に陥った方に対しては、令和2年3月から生活福祉資金特例貸付制度を活用してきましたが、令和4年9月末日をもって特例貸付が終了しています。今後は、償還に関する相談が増加すると予想されるため、家計相談・家計支援機関との連携が求められます。

地域で実践されている福祉活動やボランティア活動については、最近では、新型コロナウイルス感染対策を取りながら再開する団体が増えてきましたが、新型コロナウイルスが及ぼした影響は大きく、福祉活動・ボランティア活動のリーダー育成並びに担い手の確保はさらに困難な状況となっています。地域福祉を推進する中核団体である社会福祉協議会として、地域住民と共に今後の活動の在り方を考える必要があります。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を旨として、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

近年、社会福祉事業を実施するためには、専門職の確保が不可欠ですが、人材不足は深刻な社会問題となっています。特にホームヘルパーの有効求人倍率は1.5倍前後の状況となっており、求人募集しても採用できる可能性は著しく低い状況が続いています。今後は、本会において介護職員初任者研修を実施できるよう環境を整備し、地域の介護事業所及び本会介護事業所の雇用に結びつけられるよう準備を進めます。

## Ⅱ 基本方針

### **基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています**

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、さらに新型コロナウイルスの影響で収入が減少・職を失うなど、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、絆ネットコーディネーターが中心となってこれらの課題を受け止め、多機関連携を強化し、相談支援体制（絆ネットワーク）づくりを進めます。加えて、改正社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設され、精華町では移行準備が進められているため、これまでの社協活動の実績を踏まえつつ、包括的な支援体制づくりに積極的に参画します。

また既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、他団体との連携のもと支援できる仕組みを構築します。

### **基本方針2 暮らしづらさを抱える住民に寄り添って地域生活を支えます**

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティア、NPOなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。

住民主体の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル、フォーマルサービスを高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、住民に寄り添って地域生活を支えています。特に8050問題などの長期間にわたる引きこもりや新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けての失業や収入減少に陥った方は、生活困窮、離職、介護、虐待などの課題が複合的な傾向があるため関係機関との連携をしながら重層的な支援体制の構築に努めます。

### **基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします**

社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

また、福祉ニーズの複雑化、多様化、地域社会の共同体としての脆弱化などの変

化に対応していくため、従来の高齢者、障がい者、子育てといった枠組みを超え、横断的、包括的に福祉サービスを提供することが求められています。専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施体制の強化・連携を図ります。

令和5年度からは、第5次精華町地域福祉活動計画の取り組みがスタートするため、大規模災害等に対応する事業継続計画（BCP）などの策定に着手し、必要な福祉サービスを安定的・継続的に提供できる仕組みを構築します。

### Ⅲ セクション別重点目標

#### 1. 経営体制の強化、安定を目ざします

##### 【法人運営室】

少子高齢化や人口減少、介護等福祉サービスの担い手不足が見られる中、複雑化・多様化する福祉ニーズの対応や、災害等非常時の事業継続の確保などが求められ、本会を取り巻く状況は増々厳しいものとなっています。また、財源となる助成金や会費などの確保も年々困難になってきています。

このような中で、本会自ら継続的かつ安定したサービスを提供するために、職員は事業について課題の把握、対策など協議し、また、必要な情報を SNS 等で発信していきます。

今年度は、住民等の意見を反映して策定した第5次精華町地域福祉活動計画に基づき、地域住民に必要とされる組織となるよう取り組んでいきます。

#### 2. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目ざします

##### 【地域福祉課 地域支援係】

生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加する中、社会的孤立が大きな社会問題となっています。誰もが住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、福祉や生活課題の分野を問わず「丸ごと」支援できる相談支援体制が必要です。社協ふくし&相続相談や社協ふくし&暮らしの困りごと相談、絆ネット構築支援事業、生活困窮などについて、多機関との連携や総合的な相談窓口として対応することにより、どの相談機関に行っても一旦は総合的に聞き取り、その後関係する機関へつなげる仕組みなど、相談機能を強化させることで地域や関係機関につなぐことができる対象分野に捉われない重層的・包括的な支援体制づくりを目ざします。

新型コロナウイルス感染拡大によって失業した方や大幅な減収に陥った方に対しては、生活福祉資金貸付制度（特例貸付）を中心に支援してきましたが、令和4年度から償還の時期を迎えています。なかには、複合的な課題を抱えている世帯もあるため、相談援助にあたっては画一的な対応ではなく、家計支援機関との連携を

意識しながら柔軟な対応を心がけます。

### **3. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます**

#### **【地域福祉課 南部地域包括支援センター】**

少子高齢化、独居及び高齢者世帯や認知症高齢者の増加が進む中で、配慮が必要な人を支える家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化がニーズの多様化・複雑化につながってきています。

誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるには、どのような支援が必要か把握し、介護保険サービスのみならず医療・保健・福祉・住民主体の取り組みなどの多様な社会資源につなげ、包括的及び継続的に支援していきます。

また、従来から実施している支援困難事例を対象とした地域ケア会議に加え、事業対象者や要支援者の自立を促すための自立支援型地域ケア会議を充実してきます。加えて、総合相談からも個別課題を抽出し、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターと協働するなど、個別ケースの課題分析を積み重ねることで地域課題を浮き彫りにし、政策への提案につなげていきます。

高齢などにより要支援等の認定となってもサービスを受ける側になるのではなく、持ちうる能力を生かして役割を担えるよう、当事者、関係団体等と連携を図り新たな活動の場をもてるよう働きかけていきます。

### **4. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を旨とします**

#### **【在宅介護課 居宅介護支援係】**

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成します。地域で安心して生活するために、個別支援から地域支援につなぐ視点を意識したケアプランの作成、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成します。

地域支援においては、出前講座などの地域公益活動を通じて地域住民の方と関係づくりを構築するなどの取り組みを行っていきます。

入退院時における医療との連携、サービス事業所や地域の資源（地域住民の方や団体等）との調整を行うなどサポート体制を強化していきます。

また、定期的に担当する利用者のケアプランを用いてケアプラン点検及び事例検討を行い、職員個々の資質向上に努めていきます。経験年数が浅い職員でも働きやすい環境づくりを旨とし、人材の定着化と平均稼働率90%台を維持していきます。

令和5年度は、介護サービス第三者評価を受診することで事業運営の具体的な問題点を把握し、更なるサービスの質の向上を旨とします。

## 5. 住み慣れた地域や自宅でその人らしく日常生活が送れるよう支援します

### 【在宅介護課 訪問介護係】

要支援者や要介護者、認知症高齢者、障がい者及び妊産婦が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、経験豊富なホームヘルパーが支援し、利用者や家族の想いに寄り添ったサービスを提供します。

特定事業所加算Ⅰを維持するために、研修受講や自己研鑽によるキャリアパスを意識することで、質の高いサービス提供につなげていきます。

介護職不足は深刻な課題ですが、サービス供給が滞らないようホームヘルパーの魅力を広報誌やホームページ等で発信することにより積極的に職員募集を行います。

## 6. 利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを充実させます

### 【通所介護課 通所介護係】

利用者やその家族の生活を継続する上で必要な介護サービスを提供するために、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス・おたっしや倶楽部を運営します。

事業の運営にあたっては、利用者の自立支援を目ざし、機能訓練を充実させる等の個別性の高いサービス提供に努めます。また、利用者数が伸び悩む中、出前講座などの地域公益活動等を通じて、事業の周知広報に取り組みます。

認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）では、地域密着型の特徴を活かし、認知症高齢者や介護者家族が安心して在宅生活が継続できるよう多職種と連携した相談体制を構築します。また、地域住民や介護者家族向けの講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

職員のスキルアップを図るために職員研修の充実やキャリアパス制度を活用し、職員個々の資質向上に努めます。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続して提供できるように、感染予防の取り組みや災害発生時の避難を含めた対応など日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進します。

## IV 事業活動計画

### 1. 法人運営室

(1) 法人の運営に関する事務 8,361 千円

①正副会長会議（三役会議）の開催（毎月）

②理事会・評議員会の開催（必要時）

- ③監事による監査の実施（5月）
- ④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）
- ⑤役員・顧問及び評議員の改選事務（役員改選は6月）
- ⑥給与事務
- ⑦労務管理・福利厚生事務
- ⑧人事にかかる事務
- ⑨予算案編成・決算案調整
- ⑩会計業務
- ⑪労働安全衛生に関する事務
- ⑫役員研修の実施
- ⑬顧問弁護士契約《新規》

弁護士事務所と顧問契約を締結し、本会の事業経営について、法律上の観点から助言・協力を受ける体制等を整える。

## （2）財務・給与・勤怠管理・介護事務支援システムの一体的入替

《社会福祉充実計画・新規》 11,100 千円

現在、財務と給与、勤怠管理については、別々のシステム等を使用しているが、これらを一体化したシステムに入れ替え連携させることで業務の効率化を図る。また、地域包括支援センター並びに介護保険事業介護保険システムについても令和5年度末に、システム使用期間の満了をむかえることから、同系列システムを導入し、職員の事務時間の短縮を図る。

## （3）情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進 1,044 千円

- ①せいか社協だよりの発行
- ②ホームページの充実
- ③ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
- ④情報公開・個人情報保護に関する業務
- ⑤福祉サービス苦情解決事業の実施

## （4）施設及び固定資産管理業務 10,595 千円

- ①デイサービスセンター保守点検管理業務
- ②職員駐車場管理業務
- ③各種基金及び積立金の造成管理

## （5）地域福祉活動計画進捗管理業務 77 千円

## （6）職員資格取得促進事業 250 千円

## （7）ふれあいサポート事業の実施 1,810 千円

## （8）配食サービス事業の実施〈受託事業〉 6,400 千円

## （9）紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉 5,232 千円

## （10）外出支援サービス事業の実施〈受託事業〉 1,364 千円

## （11）障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉 32 千円

- (12) ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉 3,684 千円
- (13) 日常生活用具等貸出事業の実施
- (14) 地域福祉センターかしのき苑運営管理支援業務〈受託事業〉 3,452 千円
- (15) ひとりぐらし老人の会事務局の運営
- (16) 共同募金委員会事務局の運営
- (17) 各種イベントへの参加・協力
  - ①障害児者ふれあいのつどい
  - ②けいはんなふれあいコンサート

## 2. 地域福祉課 地域支援係

- (1) 会員増強運動の実施 491 千円
  - ①会員増強計画の作成
  - ②普通会员・賛助会員・法人会員の募集
  - ③各自治会への協力金の助成
- (2) 地域福祉活動の推進 1,176 千円
  - ①小地域福祉委員会（21か所）活動支援業務
  - ②地区福祉推進委員等研修会の開催
    - ・①②を対象とした説明会・研修会の開催
    - ・小学校区圏域の校区連絡会の開催
  - ③地域福祉活動ライブラリーの充実
  - ④高齢者ふれあいサロンへの活動支援
  - ⑤子育てサロンへの活動支援
  - ⑥小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進
  - ⑦障がい者サロンへの活動支援
  - ⑧テレフォンサービス事業の実施
  - ⑨地域ひとつなぎ事業の実施
- (3) ボランティア活動の推進 800 千円
  - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
  - ③ボランティア保険等に関する業務
  - ④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
- (4) 地域児童福祉活動助成事業の実施 360 千円
- (5) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉 7,996 千円
- (6) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉 4,184 千円
- (7) 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉 4,548 千円
- (8) 第2層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉 1,472 千円
- (9) 住民の権利を守るための相談事業の実施 413 千円



- ①弁護士による無料法律相談の実施
- ②司法書士による無料法律相談の実施（山城南地区社協）
- ③社協ふくし&相続相談の実施
- (10) 共同募金配分事業の実施 45 千円
- (11) 災害ボランティアセンター事務局の運営 60 千円
- (12) (仮称) 地域移送サービス体制基盤強化事業《新規・重点》** 428 千円
  - 精華町内において「地域住民による許可・登録を要しない輸送サービス」を普及させるために、地域移送サービスの基盤強化を図る。
  - 具体的には、地域移送サービス専用の車いす対応型軽自動車1台をリース契約し、当該車両を使って町内の要援護者の通院や買い物などの外出を支援する仕組みを構築する。
  - 運転者は町内の住民であり、助けあいの精神に基づいて活動していただくが、現に地域で行われている移送サービスの場合は運転者の自家用車を用いており、リスクを考えるためか運転者が増えないという課題に直面している。
  - 公共的な移送車両を導入することで運転協力者の心理的な不安と負担を軽減するとともに、運転者増員を目ざし、ひいては地域の移送サービス体制の充実・強化を図る。
- (13) 物価高騰対策緊急生活支援事業〈受託事業〉 590 千円
- (14) 各種イベントへの参加・協力
  - ①ふれあいまつり
  - ②せいかまちづくり塾
  - ③きょうと地域福祉実践交流会

### 3. 地域福祉課 南部地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業の実施〈受託事業〉 25,204 千円
  - ①予防給付等に関するケアマネジメント業務
  - ②総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
  - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ④介護者家族の会等の当事者の支援
  - ⑤業務継続計画（BCP）の作成《新規》**

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。
- (2) 企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業） 103 千円
  - ①社協ふくし&暮らしの困りごと相談
  - ②身近な相談窓口設置の協力《新規》**

地域包括支援センターでは高齢者の総合相談窓口として対応しているが、介護が必要になってから相談される方が多い現状がある。医療系の専門職がいるまちの福祉サポート店登録薬局等と協働し、住民が介護予防やちょっとした困りごと相談が気軽にできるよう協力店に対して働きかける。介護保険等の制度理解を深めるため勉強会等を実施する。

(3) 介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉 151 千円

#### 4. 在宅介護課 居宅介護支援係

(1) 居宅介護支援事業の実施 18,717 千円

- ①ケアプラン等作成業務
- ②要支援者ケアマネジメント業務〈受託事業〉
- ③介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
- ④介護相談業務の実施
- ⑤ケアマネだよりの発行

##### ⑥業務継続計画（BCP）の作成《新規》

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(2) 公益的取り組みの実施

- ①（仮称）地域貢献活動の実施
- ②せいか祭りへの参加

(3) 第三者評価事業の受診〈3年ぶり〉 116 千円

介護保険事業所については3年に1度の受診が推奨されているため、令和5年度は居宅介護支援事業所が受診する。

#### 5. 在宅介護課 訪問介護係

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施 42,828 千円

- ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
- ②個別ケア会議の開催
- ③ヘルパー通信の発行

##### ④業務継続計画（BCP）の作成《新規》

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(2) 障害者居宅介護事業の実施 2,913 千円

①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

**③業務継続計画（BCP）の作成《新規》**

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(3) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施（受託事業） 1 千円

(4) 訪問（自費）サービスの実施 300 千円

(5) 公益的取り組みの実施

①（仮称）地域貢献活動の実施

(6) 産前産後ヘルパー派遣事業の実施 175 千円

**6. 通所介護課 通所介護係**

(1) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施 77,886 千円

①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議への参加

③デイサービスセンター防災訓練等の実施

④広報紙（デイ通信）の発行

⑤個別機能訓練の実施

**⑥業務継続計画（BCP）の作成《新規》**

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(2) 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施

35,124 千円

①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議への参加

③デイサービスセンター防災訓練等の実施

④広報紙（デイ通信）の発行

⑤ほっとぴあ運営推進会議の開催

**⑥認知症に関する講座の開催《新規》**

認知症対応型通所介護事業を実施しているデイサービス事業所として、地域住民や介護者家族向けに「認知症」についての講座を開催し、認知症に関する正しい知識と理解の普及に努める。また、講座の開催をとおして認知症対応型通所介護「ほっとぴあ」の周知に繋げる。

### ⑦業務継続計画（BCP）の作成《新規》

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(3) 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施 2,882 千円

### ①業務継続計画（BCP）の作成《新規》

令和3年度介護報酬改定によりすべての介護サービス事業者を対象に業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられた。令和6年3月末までの策定が必要であるため、災害が発生した場合でも介護サービスを安定的・継続的に提供できる体制の構築に向け、計画を作成する。

(4) 公益的取り組みの実施

①地域貢献活動の実施

②家族交流会の実施

(5) 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施 69 千円

### (6) 昼食委託費及び利用者負担金等の見直し（見直し）

本会が実施する通常規模型通所介護事業並びに認知症対応型通所介護事業の昼食は、本会デイサービスセンター内の配膳室を専門業者に提供し、専門業者において調理してきたところであるが、原材料価格の高騰及び最低賃金の引き上げに伴い、専門業者から業務委託費の増額要望を受けているため、令和5年4月1日から次のとおり料金を改定する。

(単位：円・税込み)

	現行	改定額	改定後	備考
昼食委託費（1食）	693	77	770	おやつを含む
利用者負担金（1食）	713	77	790	おやつ・コーヒーを含む
人的補償費（1月）	101,200	11,440	112,640	

※年間のべ利用者数を1万人と仮定すると、利用者負担金は年間77万円増加し、人的補償費（本会の持ち出し）は年間13万7280円増加する。

## 8. チーム運営

(1) 職員研修の実施 100 千円

(2) 社協職員による出張セミナーの実施

(3) マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣

(4) 絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】 3,233 千円

①絆ネットコーディネーターの設置

②相談体制・ネットワーク作り

③社協内部の連携強化

注) 各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。